

信州大学学生表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号）第64条及び信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号）第55条に規定する学生表彰のうち、学術研究活動、課外活動及び社会活動における学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、信州大学学長賞（以下「学長賞」という。）及び信州大学功労賞（以下「功労賞」という。）とする。

(表彰の基準)

第3条 学長賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。

- 一 信州大学（以下「本学」という。）における学術研究活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- 二 本学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- 三 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- 四 その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に価する行為等があったと認められるもの

2 功労賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。

- 一 本学における課外活動の成果が顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- 二 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を高めたと認められるもの
- 三 その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に価する行為等があったと認められるもの

(表彰の手続)

第4条 学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生（個人又は団体）がある場合は、別紙様式により学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の規定に基づき推薦された表彰候補者について、国立大学法人信州大学学生委員会の議を経て、表彰を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰式は、入学式又は卒業式（大学院の学生にあっては、学位記授与式）の日に行うものとする。ただし、表彰対象者がやむを得ない理由により出席できない場合はこの限りでない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年12月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年3月14日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年10月15日から実施する。